

奈良産業大学法学会会則

- (名称)第一条 本会は奈良産業大学法学会と称する。
- (目的)第二条 本会は法学及び政治学に関する研究と教育の助成を目的とする。
- (事業)第三条 本会はその目的を達成するため次の事業を行なう。
- (1) 「奈良法学会雑誌」の刊行と会員への配布
 - (2) 研究叢書の刊行
 - (3) 研究会及び学術講演会の開催
 - (4) その他、評議会において適当と認めた事業
- (会員)第四条 本会の会員は次の者とする。
- (1) 正会員 本会の法学・政治学担当の専任教員
 - (2) 学生会員 本学法学部の学生
 - (3) 特別会員 下記のいずれかに該当し且つ入会を希望する者
 - (イ) 本学の専任教員及び専任教員であった者
 - (ロ) 本学の法学・政治学担当の非常勤講師
 - (ハ) 本学法学部の卒業生
 - (ニ) 評議会において適当と認めたる者
 - (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する法人又は個人で、評議会の認めたる者
- (役員等)第五条
- (1) 会長 本学法学部長
 - (2) 評議員 本会則第四条に定める正会員

- (3) 編集委員 (若干名)
 - (4) 会計委員 (若干名)
 - (5) 会計監査委員 (若干名)
 - (6) 編集補佐 評議会の議決に基づき、これを置くことができる。
2. 前項(3)、(4)、(5)の各委員は、評議会の互選による。その任期は1年とするが、再任を妨げない。
- (評議会)第六条 本会に評議会を置く。
- (1) 評議会は、予算、決算、事業計画、その他本会の活動に必要な重要事項について審議し決定する。
 - (2) 評議会は会長が適宜これを召集する。
 - (3) 評議会は評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- (事務所)第七条 本会の事務所は奈良産業大学法学部に置く。
- (会費)第八条 会員は評議会の定めるところに従って会費を納めなければならない。
- (名誉会長等) 第九条 評議会の議決に基づき名誉会長及び名誉会員を置くことができる。
- (会則改正及び財産処分) 第十条 会則の改正及び財産の処分は評議会の議決による。